

再 評 価 書

| | | | | | |
|--|--------------|------------|-----------------|------------------------------|---------------------|
| 箇所名 | 一般国道368号 上長瀬 | 事業名 | 道路事業 | 課名 | 道路建設課課 (伊賀建設事務所) |
| 事業概要 | 工期 (下段当初) | H19年度～R8年度 | 全体事業費 (下段当初) | 1,934百万円 (負担率: 国0.50: 県0.50) | |
| | | H19年度～R3年度 | | 1,934百万円 (負担率: 国0.55: 県0.45) | |
| 事業目的及び内容 | | | | | |
| <p>■当該路線の概要</p> <p>一般国道368号は、伊賀市から一部奈良県を経由し、多気郡多気町に至る延長7.1kmの幹線道路です。当路線は津市南部地域や奈良県御杖村、名張・伊賀市街地を結ぶ唯一の幹線道路であり、鉄道がない地域における住民の通勤、通学、通院、買い物等の日常生活の移動や、大規模な災害の発生時に地域の孤立を防ぎ、円滑な救助・救援活動の基盤となる「第二次緊急輸送道路」にも指定されています。</p> <p>事業区間の道路は、幅員狭小で車両とのすれ違いが困難な箇所が多くみられます。また、線形不良区間で見通しも悪く、危険な走行環境となっています。</p> <p>このようなことから、平成19年度に該当地域の幅員狭小箇所を解消し、安全で円滑な交通の確保のために事業に着手しました。</p> <p>一般国道368号上長瀬の整備により、広域的な幹線道路ネットワークを構成し、津市南部地域や奈良県御杖村、名張市、伊賀市との連携を強化することで、道路利用者の利便性向上を図ります。また、安全性の高い道路にすることで、緊急輸送道路としての機能を高め、緊急時における交通機能の確保が期待されます。</p> <p>■事業目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急・災害時の復旧・復興に資する道路整備 ・安全・安心・快適な道路環境を確保する道路整備 <p>■事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画期間 20年間 (平成19年度～令和8年度) ・全体事業費 1,934百万円 (工事費: 1,723百万円, 用地費: 211百万円) ・計画延長 L=2.0km (起点) 名張市長瀬～(終点) 名張市上長瀬 ・幅員 W=6.0m (9.75m) ・主要構造物 橋梁工3橋 | | | | | |
| 事業主体の再評価結果 | | | | | |
| <p>1 再評価を行った理由</p> <p>平成28年に再評価を実施後、一定期間(5年)が経過している事業であるため、三重県公共事業再評価実施要綱第2条(3)に基づき再評価を行いました。</p> | | | | | |
| <p>2 事業の進捗状況と今後の見込み</p> <p>2-1 事業の進捗状況</p> <p>① 令和3年度9月末時点の事業進捗率は事業費ベースで62% (工事58%, 用地99.9%) となっています。</p> <p>② 令和2年度までに、1.14kmが供用済みです。(平成23年度0.46km、平成25年度0.30km、平成28年度0.38km)</p> <p>③ 現在、残りの0.86kmの整備を進めています。</p> <p>2-2 今後の見込み</p> <p>令和9年度の全線供用に向け、事業を推進します。</p> | | | | | |
| <p>3 事業を巡る社会経済情勢等の変化</p> <p>国道368号は平成8年から第2次緊急輸送道路に指定されており、平成24年度には伊賀市において全国からの応援部隊・救援物資等の受入窓口としての役割を担う三重県広域防災拠点(伊賀拠点)が整備され、平成31年4月に路線の一部が「重要物流道路」に指定されています。前回の再評価以降、必要性に大きな変化はありません。</p> | | | | | |

4 事業採択時の費用対効果分析の要因の変化、地元意向の変化等

4-1 費用対効果分析

① 前回評価時の費用対効果分析の結果

| | |
|-----------------|--------|
| 【前回評価時】(平成28年時) | |
| 総費用(C) | 19.3億円 |
| 総便益(B) | 27.2億円 |
| 費用便益比(B/C) | = 1.4 |

② 費用対効果分析の結果

| 費用便益比(B/C) | 総費用(C) (残事業) / (事業全体) | 総便益(B) (残事業) / (事業全体) |
|---------------|--|--|
| 【事業全体】 2.4 | 5.5億円 / 22.5億円 事業費 : 5.2億円 / 21.8億円 | 22.4 / 55.2億円 走行時間短縮便益 : 21.0 / 50.6億円 |
| 【残事業】 4.1 | 維持管理費 : 0.3億円 / 0.7億円 | 走行経費減少便益 : 1.5 / 4.4億円 交通事故減少便益 : 0.0 / 0.2億円 |

③ 感度分析の結果

| 【事業全体】 | 【残事業】 |
|-----------------------------|----------------------|
| 交通量 : B/C = 2.2~2.7 (±10%) | 交通量 : B/C = 3.6~4.4 |
| 事業費 : B/C = 2.2~2.7 (±10%) | 事業費 : B/C = 3.7~4.5 |
| 事業期間 : B/C = 2.1~2.9 (±20%) | 事業期間 : B/C = 4.0~4.3 |

※出典：費用便益分析マニュアル(平成30年2月 国土交通省 道路局 都市局)

4-2 その他の効果

① 緊急輸送道路の機能強化

- ・当該地域において、南海トラフ地震等の大規模な災害が発生した際は、伊賀広域防災拠点で県外からの物資を受け入れて、名阪国道等の緊急輸送道路から伊賀地域(伊賀市・名張市)と松阪地域(松阪市・多気町・明和町・大台町)へ輸送されます。
- ・上長瀬含む国道368号の改良により、緊急輸送道路の機能が強化され、より円滑な物資支援が可能となります。

② 地域住民の生活支援

- ・当該区間は、津市美杉町内の国道368号沿線地区(太郎生地区・伊勢地地区など)、御杖村の東部地区の住民が、日常的に通る道路となっています。周辺地区の住民は、日常的な買い物、通勤、通院などについて、地区内ではなく最も近隣の名張市内に向かう必要があります。しかし、幅員が狭小であり見通しの悪い区間が連続するため、朝の通勤車両が集中する時間帯では路線バスとすれ違うなどの安全面での課題があり、日常的な移動に対して大きな負担となっています。
- ・国道368号で土砂災害等による通行止めが発生した場合には、大幅な迂回が生じます。
- ・通勤等で利用する地域住民は、国道368号の通行止めにより、(主)久居美杉線を経由して国道165号から迂回することとなり、約2倍の所要時間がかかるため、生活道路として利用している地域住民の負担が大きく、国道368号は必要不可欠な道路となっています。
- ・上長瀬の改良により、地域住民が安心して走行できるようになり、日常生活の支援に大きく寄与します。

③ 救急・消防活動の支援

- ・今後整備を進める上長瀬地区では、過去3年で7件の救急搬送があります。しかし、国道368号からの進入口が1箇所しかないため、病院への搬送時には後退して切り返す必要があり、時間を要するとともに安全性の問題があります。また、地区内の道路は狭小であるため、一部

住宅への救急搬送では、広い場所に救急車を止めて、ストレッチャーで200m程度搬送する必要があり、患者の負担が大きい状況にあります。

- ・現道部の住宅が密集している地域では、進入路が狭いことから現道部に消防車を止めて消火活動する必要があり、生活道路として使われている国道368号を通行止めにする必要があります。
- ・上長瀬の改良により、上長瀬地区の救急活動が円滑に実施できるようになり、救急搬送時間が短縮するとともに、走行性が安定することによる患者への負担軽減が期待されます。火災時には、通過交通がBP側を通行できるようになるため、現道部における消火活動も円滑に実施できるようになります。

④ 観光誘客の支援

- ・下太郎生地区のアユ釣りやアマゴ釣り客が年間約3,400人あり、内訳は奈良・大阪・名古屋など名張方面が約7割、松阪方面が約3割となります。
- ・上長瀬の改良により、釣り客が訪れやすくなり、観光誘客を支援します。

4-3 地元の意向

当該路線が通過する関係6市町により、「国道368号改修期成同盟会」が設立されており、地域間の物流・交通促進のため、事業の早期完成を強く要望されています。

また、地元自治会である「太郎生地区自治会連合」から、事業の早期完成の要望がなされており、隣接自治体である津市太郎生地域から、道路整備に大きな期待が寄せられています。

5 コスト縮減の可能性や代替案立案の可能性

5-1 コスト縮減

整備後の維持管理コスト縮減対策として、鋼橋に耐候性鋼材を使用し塗装費用の縮減及び道路沿いの防草対策で張コンクリートを行い草刈に要する維持管理費の縮減を行います。

5-2 代替案

比較案としては、現道拡幅が考えられますが、地形が急峻であり工事施工にあたっては現道の通行への影響が避けられないため、バイパスの現計画が最適と考えられます。

再 評 価 の 経 緯

平成28年度の再評価においては、事業継続の妥当性が認められたことから、事業継続を了承されています。

事 業 主 体 の 対 応 方 針

三重県公共事業再評価実施要綱第3条の視点により再評価を行った結果、同要綱第5条第1項に該当すると判断されるため当事業を継続したいと考えています。